

事務連絡
平成20年1月30日

各府省庁等 調達担当者様

環境省総合環境政策局環境経済課

グリーン購入法特定調達品目の紙類に関する調達について（お知らせ）

平素より環境行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

製紙メーカー各社により紙製品における古紙パルプ配合率の偽装問題を受け、当面の対応についてご相談させて頂いているところですが、昨1月29日の第4回特定調達品目検討会の結果を踏まえ、次のように、ご連絡とお願いをさせていただきます。

1. 第4回特定調達品目検討会の結果のご連絡

- (1) 昨1月29日の第4回特定調達品目検討会においては、今般の問題に対する様々な論点とともに、『当面の緊急対策』として、何らかの環境価値の補填の担保措置を講じつつ当面の調達を行うことが議論されましたが、この点については、更に次回検討会において深めることとされました。
- (2) その際、今日にも調達・納入が必要である切迫した状況があることから、緊急避難的な措置として、「差し当たり（次回2月に予定する第5回特定調達品目検討会までの間）、自主的に環境保全のための取組を講じたいとする事業者からの納入は、可とする」こととされました。

2. 差し当たり（次回2月に予定する第5回特定調達品目検討会までの間）の対応についてのお願い

上記1. を受けて、環境省として、差し当たり、次回2月に予定する第5回特定調達品目検討会までの間については、次の対応方針であれば、その趣旨を満たすものと考えておりますので、対応方をお願いいたします。

- (1) 納入済み製品については、返品・回収は要しない。

(2) 既存契約に基づいて今後納入を受ける製品については、次回検討会までの間では、次のような措置が講じられていれば、納入を受けることを可とする。

- ① 事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出た場合（いわゆるオフセットなど）。
- ② 事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出た場合。
- ③ なお、上記①及び②の措置については、緊急避難的な措置として、現実可能な措置を講じようとするものであるので、(i) 類似する他の措置を工夫することを受け入れる、(ii) 事業者の宣言があれば、実施は納入後でもよい、(iii) 詳細は後日報告することで足りる等の対応をお願いします。

3. 今後の取り組み

(1) 今後の検討会の取り組みについては、その大筋は、次の通りです。

- ① 次回2月の検討会において、『当面の緊急対策』のとりまとめを行いたいと考えております。

とくに、新規契約の扱いについてもその中で取り上げ、当面の対応として平成20年度の第1四半期の納入分について、このとりまとめに沿った対応をお願いしたいと考えております。

- ② その後における対応については、様々な論点と併せて、3月に予定する第6回検討会において全体のとりまとめを行う予定であり、このとりまとめに基づいた対応をお願いしたいと考えております。

(2) 検討会開催予定と、その後の対応については、その都度ご連絡し、お願いを申し上げますので、よろしく申し上げます。

連絡先	
環境省総合環境政策局環境経済課	
担当	原田、佐藤
TEL	03-5521-8229
FAX	03-3580-9568